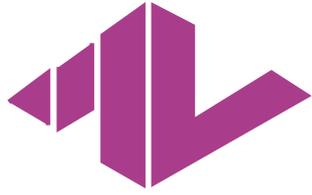


都留

市議会だより



第125号 平成14年11月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

☎ (43)1111 郵便番号402-8501



手を上げて、横断歩道を渡りましょう。(円通保育園)

七月臨時会会期日程

7月23日 本会議

(開会)

- ◎ 議会運営委員長報告
- ◎ 会議録署名議員の指名
- ◎ 会期の決定
- ◎ 市長あいさつ
- ◎ 農業委員会委員の推薦

(閉会)

九月定例会会期日程

9月6日 本会議

(開会)

- ◎ 諸報告
- ◎ 会議録署名議員の指名
- ◎ 会期の決定
- ◎ 市長上程議案の説明並びに所信表明

◎ 議案及び請願の委員会付託

9月12日 本会議

- ◎ 一般質問

9月17日 総務常任委員会

社会常任委員会

9月18日 経済建設常任委員会

9月20日 決算特別委員会

9月24日 決算特別委員会

9月25日 決算特別委員会

9月27日 本会議

- ◎ 常任委員長報告
- ◎ 決算特別委員長報告
- ◎ 議案審議

(閉会)

平成十四年 七月臨時時會

七月臨時時會は、七月二十三日招集され、農業委員会の推薦が行われて、同日閉会しました。

平成十四年 九月定例会

九月定例会は、九月六日招集され、会期を九月二十七日までの二十二日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例改正案十件、平成十四年度補正予算案五件、人事案件一件、承認二件、平成十三年度一般会計・特別会計決算、水道事業会計決算及び病院事業会計決算の認定案三件が提出され、それぞれ原案どおり可決・同意・認定されました。

議会議案としては、議員提出決議案一件、意見書案一件が上程され、慎重な審査の結果、それぞれ可決されました。

市長の所信表明



小林 義光 市長

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、先日行われました八

本日、平成十四年九月都留市議定会例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、出席誠に苦勞様でございます。



朔祭におきましては、大名行列が復活して二十回目の節目に当たることから、関係機関等のご協力により、戦後初めて国道を使つての大名行列と早馬町・新町・下町に続き本年復元された仲町を加えた四台の屋台による絢爛豪華な巡行が行われ、いまさらながら城下町都留市の歴史の重みに矜持をもったところであります。

当日は、日曜日であつたことも幸いして、市内外から非常に多くの皆様にお出で頂き、盛大に実施することができました。あらためて、ふるさと祭り大名行列実行委員会の皆様をはじめ、関係者の皆様のご理解ご協力に対し感謝を申し上げますと共に、歴史と未来と人々の笑顔が出会うまち「都留」の実現のため、さらなる努力を重ねてまいりたいと考えております。

行財政改革の取り組みについて

さて、我が国経済は八月の月例経済報告によりますと、依然として、厳しい状況にあるが、一部には持ち直しの動きが見られるとの発表がなされました。

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二」を早期に具体化するとともに、十五年度の予算編成については、歳出改革を加速すると同時に、経済活性化を旨とした本格的かつ一体的な税制改革の具体化を進めるとの決意を示したところであります。

また、デフレ克服に向け、政府・日本銀行は引き続き一体となつて強力かつ総合的な取り組みを行うとしており、一日も早くその結果が表れることを願うものであります。このような経済状況の中で、本市においても地方分権の進展に伴い、さらなる行財政改革に取り組みべく準備を進めております。

本市のこれまでの行政改革の取り組みは、昭和六十年に機構改革及び事務処理のOA化の推進を図るための「都留市行政改革大綱」を、また、平成七年には、新しい時代の

要請や市民の期待に的確に対応できる行政システムの再構築を図るため「都留市における新たな行政改革大綱」を策定し、行政運営の効率化と簡素化を視点とした改善策を実施してきたところであります。

しかしながら二十一世紀を迎えた今日、分権型社会の到来、少子高齢化やグローバル化の進行、高度情報化の進展、厳しい経済状況など、行政と地域社会を取り巻く社会情勢の急激な変化に対応し、都市の持続可能な発展システムを構築し、個性と活力とうるおいに溢れるまちづくりを行うていくには、従来の枠組みや手法にとらわれない行財政運営と新たな行財政課題に的確に対応できる体質への転換を進めていくことが急務であります。

こうした現況を踏まえ、市政について優れた識見を有する各界各層の代表者、また公募による市民で構成する行政改革推進委員会を近く設置し、幅広くご意見やご提言を承る中で、本年度を中途に新たな行財政改革大綱を策定し、分権・自立型社会の構築を的確に見据えた行財政システムの確立に取り組みんでまいりたいと考えております。



成人者に対する 健康管理について

WHO世界保健機関による健康とは、「何事に対しても前向きな姿勢で取り組めるような精神及び肉体さらに社会的にも適応している状態をいう」と定義しております。

厚生労働省が過日発表した簡易生命表によりますと二〇〇一年の日本の平均寿命は女性八四・九三歳、男性が七八・〇七歳となり過去最高を更新しており、十年間で女性は約三歳、男性は約二歳それぞれ伸びており世界一の長寿大国となり、ますます高齢化が進行し、また、人々の健康志向が高まる事が予想されます。

他方、死因別死亡確率では男女ともガン、心臓病、脳血管疾患を合わせると半数を超える状況にあり、それらの疾病を早期に発見し自身において症状を把握し自己管理を行う「自らの健康は自ら考え、自らが守る」ことが重要となります。このことから、本市におきましては毎年、生活習慣病総合検診を実施し、受診後の保健指導を積極的に行っているところであります。

本年も六月十一日から二十

六日間実施したところ、受診者数は三千三百八名で昨年と比較すると百六十八名、五・四％増加しており、市民の健康に対する意識が高まっていく事を裏付ける結果となっております。

今後市民の健康保持・増進のため「ウエルネス・アクションつる」行動計画にのっとり推進を図ってまいります。

また、予防接種法の改正に伴い、昨年から本市において実施しております高齢者を対象にしたインフルエンザ予防接種につきましては、本年度は市内医療機関では接種料を三千円とし、公費負担分二千円を除く個人負担を千円に統一し公平性を保つことといたしました。多くの方々に接種していただくようお願いするものであります。

環境問題への 取り組みについて

今日、我が国の経済発展に伴ない、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が構築され、排出されるごみの量は年々増加の一途をたどっており、一般廃棄物の処理にあたる責務を負った地方公共団体は、処理施設の確保や高度化



工事が進む大月都留広域事務組合

する処理技術などへの対応が、喫緊の課題となつていくとこ

なかでも、ダイオキシン類については、国内発生量の八割以上が廃棄物の焼却施設から発生しているとの指摘から、環境省では廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政省令の改正やダイオキシン類対策特別措置法によって、緊急対策及び恒久対策を行うべく法的規制をいたしました。

具体的には、本年十二月一日から一般家庭、また事業所等において使用している焼却炉は、ばい煙となつて排出されるダイオキシン類の排出規制とともに、焼却炉の構造基準が大幅に強化されることか

必要となります。このことから、大月・都留広域事務組合では年間二万トンを超え排出される可燃、不燃、粗大ごみの処理について、新基準をクリアすべく昨年八月大月市初狩町奥丸太地区へ全連続燃焼方式の五十二トン焼却炉を二基と十六トンの灰をスラグ化できる灰溶融炉設備やリサイクルプラザの建設に着手し、本年十二月からの稼働を目指しているところであります。

環境に配慮した安全で安定した施設運営を行うためには、維持管理費等相当な負担増が予想されますが、施設の効率的な運営が図られるよう努力してまいりますと考えております。

また、市民の理解と協力の下に資源ごみ回収の徹底やごみ処理機の助成、マイバック運動やエコファミリー事業などの様々な活動を展開すると共に、廃棄物の発生抑制（リデュース）はどうするか、部品等の再利用（リユース）はどうするか、原材料としての再利用（リサイクル）はどうするか、最後に残った廃棄物はどう処理するかなど総合的な見地に立ち、人々のライフスタイルにまで踏み込んだ施策を立案・展開し、循環型社会の構築を目指してまいりますと考えております。

「生涯学習まなびく りモデル支援事業」 について

この事業は、地域の大学と市民団体が組織的連携を図り、大学の持つ人的・知的・物的資源を最大限に活用して、その学習成果に基づく市民の能力を活かした先進的なまちづくり事業を実施し、地域の顔が見える個性と魅力あるまちづくりを推進しようとする文部科学省の研究事業であり、この度、都留市で組織した「都留まなびのまちづくり実行委員会」が、モデル団体として選定されました。

具体的なものといたしましては、まず、都留文科大と県立桂高等学校との学習支援のための連携事業であります。

これは、都留文科大の教員を桂高校に招き、定期的な講演会を行うほか、出張講義により広範で深遠な知識を高校生に提供するとともに、スポーツ・文化活動などに教員を派遣し、高校生の知的好奇心を充足させ、生涯を通じて自己学習の指針を見出すことを目的とするものであります。

また、長期休暇中や放課後に大学院生や大学生による学習の個別指導を行うとともに、大学のスポーツクラブの部員によるスポーツ指導を行うこ

ととなっております。

この他、都留いきいきフェスティバルの開催やふるさと自然ふれあい事業、まるごと博物館つる推進事業、ミュージアム都留寺子屋事業などを行い、市民と大学が融合しながら個性あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

都留市立図書館 について

市立図書館は、年々高度化・多様化する市民の学習意欲に対応するため、総務省・経済産業省の「先進的情報通信システムモデル都市構築事業」を取り入れ、本年四月から館内の改修と、電算化を行ってまいりました。既に改装工事は終了し、現在、情報機器へのシステムやデータの入力等を行い、十月六日の開館に向けて諸準備を進めているところであります。

館内の内装は、情報未来館と共通とし、明るく、開放的な空間づくりを行うとともに、車椅子やベビーカーでの移動も容易にできるようにしております。

館内には図書検索用端末、インターネット端末等を整備し、電子情報（デジタル）と



改装された市立図書館

本（アナログ）を利用しての学習が可能になります。さらに、地域情報の発信拠点となるよう、「コミュニケーションラボ」を設置し、図書館で所蔵している「地域資料の電子化」を行っていくこととしております。

また、データベース化により、貸出・返却の手続きが迅速になるだけでなく、かねてより要望のあったブックポストを設置し、夜間や休館日の返却もできるようになります。

また、館内の利用者用端末だけでなく、インターネットや、携帯電話からも蔵書の検索ができ、また貸出中の図書に限

り画面から予約をすることが可能となります。

特色あるコーナーといたしましては、都留市にゆかりの方々の著作物や、山梨県に関連する図書を収集し保存・提供する「郷土図書コーナー」、また、男女共同参画を支援するためのジェンダー（性差）などに関する資料や、関連する図書を収集・提供する「男女共同参画図書コーナー」、平成十五年一月より実施する「ブックスタート」に関連して、赤ちゃんの体の成長だけでなく、絵本を通じて保護者とのふれあいの中で、心を育ててくれる「赤ちゃんにすすめたい絵本」を収集・提供する「ブックスタートコーナー」等があります。

図書館のリニューアルオープンは本年十月六日とし、オープニングのイベントとして、都留市出身の作家、檀一雄氏の長女で、女優の檀ふみ氏を迎え、「都留いきいきフェスティバル二〇〇二」と共催の記念講演会「思い出の檀一雄」を予定しております。同時に、図書館内で「檀一雄氏」の著作物の展示を行い、檀氏の文学に親しんでいただくこととしております。これ以外にも、ボランティアグループ「こぶたの会」や「ひびきの会」によるお話し会や、館内の端末



を使った図書館の利用法の説明会などを行い、多くの方々に参加していただけるような事業を計画してまいります。

今後の図書館運営につきましては、これまで週一回、水曜日に試行してまいりました夜七時までの夜間開館を週二回火曜日と木曜日に行なうほか、新しい試みとして、利用者カードを情報未来館と共通化するとともに、専門的な資料を有する都留文科大学附属図書館とも連携して、大学図書館においても共通利用することができるようになってまいります。

また、郷土資料のデジタルコンテンツ化を積極的に進めるなど、特色ある地域図書館づくりを行うとともに、各種事業の実施に当たっては、図書館協力委員をはじめとする市民との協働による運営を目指し、幅広い年齢層に親しまれ愛される図書館運営を目指してまいりたいと考えております。

請願や陳情は、
早めに準備を



請願書や陳情書を提出する際は次のことにご注意ください。

- 請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は、不要です。
- 請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。（連署名も同じ）
- 内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けて提出してください。
- 提出日は、特に定めておりませんが、いつでも差し支えありませんが、定例会（三月、六月、九月及び十二月）招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

7 月 臨 時 会

7月23日(火)の臨時会では、農業委員会等に関する法律に基づき、都留市農業委員会の推薦が行われました。

議会推薦の農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに推薦した者。

- ★ 赤 沢 康 治 氏 都留市四日市場222番地
- ★ 谷 内 秀 春 氏 都留市与繩333番地
- ★ 加 藤 昇 氏 都留市鹿留621番地
- ★ 小 林 司 氏 都留市大野3134番地
- ★ 国 田 正 己 氏 都留市中津森521番地

議 案 議 決 結 果

市 長 提 出

9 月 定 例 会

承第 8号	専決処分の承認を求める件(都留市税条例中改正の件)	9月 6日	承 認
承第 9号	専決処分の承認を求める件 (平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算(第4号))	9月 6日	承 認
議第60号	都留市情報公開条例中改正の件	9月27日	可 決
議第61号	都留市国民年金印紙、県収入証紙購入基金条例中改正の件	9月27日	可 決
議第62号	都留文科大学授業料等に関する条例中改正の件	9月27日	可 決
議第63号	都留市立図書館設置条例中改正の件	9月27日	可 決
議第64号	都留市小集落改良住宅管理条例改正の件	9月27日	可 決
議第65号	都留市火災予防条例中改正の件	9月27日	可 決
議第66号	平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算(第5号)	9月27日	可 決
議第67号	平成14年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	9月27日	可 決
議第68号	平成14年度山梨県都留市盛里財産区特別会計補正予算(第1号)	9月27日	可 決
議第69号	平成14年度山梨県都留市水道事業特別会計補正予算(第1号)	9月27日	可 決
認第 1号	平成13年度山梨県都留市各会計歳入歳出決算認定の件	9月27日	認 定
認第 2号	平成13年度都留市水道事業会計決算認定の件	9月27日	認 定
認第 3号	平成13年度都留市病院事業会計決算認定の件	9月27日	認 定
議第70号	都留市国民健康保険条例中改正の件	9月27日	可 決
議第71号	都留市国民健康保険税条例中改正の件	9月27日	可 決
議第72号	都留市乳幼児医療費助成金支給条例中改正の件	9月27日	可 決
議第73号	都留市老人医療費助成金支給条例中改正の件	9月27日	可 決
議第74号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	9月27日	同 意
議第75号	平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算(第6号)	9月27日	可 決

議 員 提 出

議員提出決議案第1号	桂川流水利用特別委員会の設置に関する決議	9月27日	可 決
議員提出意見書案第6号	地方税源の充実確保に関する意見書	9月27日	可 決

一般質問

九月十二日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



介護認定者の 所得税等障害者 控除について

問 介護認定者の中には寝たきりの方や、自分自身では生活ができない方が大勢おります。このような方の中には、障害者認定に値する方もおります。

しかし、介護保険法による要介護認定は、障害や機能状況を直接判断するものではなく、介護保険法の目的に照らし合わせると、どの位の介護サービスを提供するかを判断するために、介護の手間のかかり具合を判定する考え方に立っております。

一方、身体障害者福祉法の

山本 日出夫 議員
国田 正己 議員
小林 義孝 議員

障害認定（障害者手帳の交付の為の認定）は、永続機能障害の程度と機能障害による日常生活の活動障害の度合いを直接判断します。よって、判定の考え方が違います。

したがって、重い障害者（一級・二級）の人でも要介護認定では重くない、あるいは、場合によっては自立と判定されることもあります。

また、要介護認定は介護の手間のかかり具合ですから、要介護認定が五だから、障害が一級・二級に一律に当てはまらないと思います。しかし、障害者手帳を持っている方には、「障害者控除」があります。

この「障害者控除」は、所得税では特別障害者は四十万円、普通障害者は二十七万円、地方税では、特別障害者は三

十万円、普通障害者は二十六万円を控除でき、確定申告のとき障害者手帳を提示すれば、無条件で控除できます。

しかし、先ほど述べたように、判断基準の違から要介護者は税控除の対象と、現状はなっております。そこで、一、個々の該当者につき、障害の度合いを判定したうえで障害者の等級を判定する。二、介護認定審査会の既存のデータや所見、あるいは、その他、要介護度と障害の相関性に関する資料を参考に。三、要介護者の「障害者控除対象者認定書」交付は申請を原則とする。とされています。以上の項目を基準にするならば、「障害者控除対象者認定書」を交付できると思っております。

これについては、当市においても要介護者を税控除の対象とすべきであると考えますが、当市の見解と対応についてお知らせください。

また、要介護者の障害者控除対象者と認定された場合、障害者を扶養している人が受けられる所得税の特例が受けられるのかどうか、その内容についておたずね致します。

また、介護保険法のスタートと同時に介護サービス利用料に着眼した「医療費控除に関連した介護費用控除制度」が創設されていますが、その内容をお知らせください。



答

納税者自身が障害者である場合、または、その控除対象配偶者及び扶養親族に障害者がいる場合には、所得税法や地方税法により、その人の総所得金額から控除することができます。

この控除を受けることのできる障害者の範囲は、所得税法施行令及び地方税法施行令により手帳が交付されている者、公的機関の判定または認定を受けている者、または市町村長の認定を受けている六十五歳以上の者であり確定申告の際、控除が受けられる事となっております。

この認定につきましては、以前より実施してきたところでありましたが、介護保険制度が開始されたことにより、議員ご指摘のとおり介護認定における介護度と身体障害者福祉法の障害者認定の度合いが必ずしも一致するものではなく認定方法が煩雑なものとなっております。

本市におきましては、今後関係機関や各課と協議のうえ判定基準を整備し、従来より行っておりました障害者認定の際に、介護保険による認定調査情報も加味していくこととし、広報等により市民に情報提供してまいりたいと考えております。

次に、「医療費控除に関連した介護費用控除制度」についてであります。

医療費控除の対象となる医療費は、所得税法及び地方税法等に規定されておりまして、医師、歯科医師による診療代、治療代、治療、療養のための医薬品の購入費、病院や診療所、指定介護老人福祉施設、助産所に収容されるための費用六カ月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認められた者のおむつ代等があげられます。

さらに、平成十二年度より介護保険法が施行されたことにより「居宅サービス計画」に位置付けられた居宅サービスについては、「療養上の世話を受けるために依頼した者による療養上の世話の対価」として、医療費控除の対象になることが決定されました。

医療費控除の対象者は、居宅サービス計画に基づいて居宅サービスを利用している者で、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護の医療系サービスを受けている者、または、医療系サービスと併用して訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所介護の福祉サービスを受けている方々が該当いたします。

医療費控除の対象費用の額につきましては、利用者の自己負担額となっております。

なお、おむつ代にかかる医療費控除においては、医師の「おむつ使用証明書」が必要と

なりませんが、手続の簡素化が図られ二年目以降からは、使用証明書に代えて市が発行する主治医意見書の写し等の添付により控除が受けられことになっております。

不妊治療費助成制度の創設について

問 妊娠を望ながら不妊に悩む夫婦は、十組に一組と言われています。排卵誘発剤などの薬物治療や男性不妊の場合の精管形成術などは保険適用になってはいますが、一、

精液を女性の胎内に器具で直接注入し、受精を促す人工授精は（一万円～五万円程度）二、精子と卵子を体外に取り出して人工的に受精させ、受精卵を女性の胎内に戻す体外受精は（平均四十万円～五十万円程度）三、精子と卵子を体外に取り出し顕微鏡で見ながら操作して受精させる顕微鏡受精は（五十万円～六十五万円程度）の費用がかかると言われていますが保険が適用されていません。旧厚生省研究班が一九九九年六月に発表したアンケート調査の結果によると、四割以上の夫婦は検査・治療費の総額が百万円を超えており、過重な経済負担の実態が明らかになっています。このため生活費を切り詰めるボーナスを充て、さらに貯金を取り崩しても間に合わず治

療を断念せざるを得ない夫婦も珍しくないと言われています。不妊治療の経済負担は個人の努力だけでは限界があり、何らかの公的支援が必要であります。経済支援を求める不妊症患者の切実な声を受け、二〇〇〇年度以降市町村レベルで不妊治療費に助成を行う動きが広がっています。助成の対象は人工授精や体外受精など保険適用外の治療費のみの場合と保険診療の自己負担を含めた治療費の場合があります。助成額は多いところでは治療費百万円に対して、五割または七割を限度とするところもあります。

また、一回しか申請できないところもあり、毎年申請できるところもあります。市町村の実情に合わせてさまざまです。公明党の坂口厚生労働大臣は人口受精や体外受精など医療保険が適用されない不妊治療に関して、「医療保険の適用か、一般財源による助成かは別にして何らかの支援が必要」と述べ、九月をめどに新に打ち出す少子化対策の中間報告に不妊症患者への経済支援を盛り込む意向を表明しております。これを踏まえ当



市においても「不妊治療費助成制度」の創設をなすべきであると要望いたします。

都留市における不妊治療の現況と今後の取り組みについて、また、助成制度の創設について小林市長の心暖かな答弁を求めるものでございます。

答 妊娠を望みながら不妊に悩む夫婦の精神的負担また治療のための経済的負担は大きく、夫婦にとって深刻な問題であると認識しております。

坂口厚生労働大臣は、議員ご指摘の通り七月十三日松本市で開かれた「暮らしと改革タウン・ミーティング」において、九月を目処に新たな少子化対策として不妊治療への助成措置を、私的諮問機関である「少子化社会を考える懇談会」の中間報告に盛り込み、費用面での支援策を検討する方針を示しました。

本市といたしましても、実施市町村の現状や成果を把握すると共に、国の動向を見守る中で検討してまいりたいと考えております。

長期生活支援資金制度の導入について

問 現在、土地や住宅をもつていますが、現金収入がないとか、少ないなどの理由のため生活に困っている方や、生活に余裕のない人々が

おられると思います。こうした現況を憂い、特に高齢者のために、過去に私は、土地や住宅を担保とした生活支援制度である「リバース・モーゲージ制度」の確立を提唱してまいりました。今回、厚生労働省が「長期生活支援資金制度」の創設に踏み切り、都道府県社会福祉協議会が実施主体となる聞いております。また、すでにスタートしている国土交通省の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」と

あいまって、高齢者の生活支援制度に相応の効果が上がるものと期待いたしております。自己の資産を活用して、老後の生活を安定させる制度は、それを望む高齢者にとっては、価値ある福祉対策の一つと思えます。都留市においても、この制度の取り組みについてお聞かせください。

答 二十一世紀は環境問題と高齢者問題がテーマになると言われております。特に、わが国の高齢化は、先進国の中でも最も早い速度で進行しており、二〇二五年には総人口に占める六十五歳以上の割合は、二七・四パーセントになると予想されております。

また、核家族化の進行とあいまって、ひとり暮らし老人や老人夫婦世帯がますます増加していく中で、高齢者が可能な限り住み慣れた家庭・地域で安心して暮らすことができれば、生活支援諸施策の

整備拡充を行うことが社会的課題となっております。

こうした社会情勢の中で生活支援諸施策の一つとして長期生活支援資金制度が注目されてきております。この制度は、高齢者が今まで住みなれた自宅や土地を担保に、融資を「年金」の形で受け取って生活資金とし、返済は所有者が死亡した際に、その物件を処分して融資額を返済するという制度であります。

事業の実施主体は都道府県社会福祉協議会で、申請の受け付け窓口は、市町村の社会福祉協議会と聞いております。市といたしましてもこの制度が早期に運用開始されることを期待しております。また、運用開始後におきましては、市民の皆様様に周知してまいりたいと考えております。

オストメイト用トイレの設置について

問 現在、全国で三十万人程度のオストメイト（人工肛門・人工膀胱）を利用して居る人がいると言われています。手術後は、以前とほとんど変わらない生活ができ、これまでもおり社会の第一線で多くの方が活躍していると聞いております。その方々の最大の悩みの一つとして、外出先での排泄物の処理でパウチ（排

排泄物をためる袋)にたまった排泄物を一定の時間毎に便器に捨て洗浄をする必要がありませぬ。このようなことで外出をあきらめている人もいます。

阪神淡路大震災のとき、パウチの洗浄ができないため亡くなられた人もいたと、京都府長岡京市の方から聞いております。都留市においても、いつ起こるか分からない東海大地震を想定した防災訓練が行われております。一人の犠牲者も出さないための訓練であると思えます。

オストメの方々が、万が一の災害のときの場合でも安心して生活ができる環境整備や、普段でも気軽に外出できるように環境をつくることも大事であると考えます。都留市にもこのような障害をもたれた方がおられると思います。このような方が外出した際に、衣服が汚れるなどトラブルが発生した場合にも対処できるように、多機能障害者用トイレや、既存の大便器にパウチ等洗浄可能な器具を設置するなど改善・改修を市庁舎・文化会館や文化ホール、また、災害時の避難場所に「オストメイト用トイレ」の設置を要望いたします。

答 腸や膀胱の疾患で、肛門や尿道が使えなくなり、腹部に新しくストーマ(人工肛門、人工膀胱と言われる人工排泄口)を作られた方(オストメイト)は排泄を調整す

る働きがなく、完全な失禁状態となるため、排泄物を受けられる器具(パウチ)を常時装着しなければなりません。

このパウチを装着している方は、現在、市内に十人おりますが、こうした障害を持つ方々が、社会参加と自立をはたし地域社会の中で主体的に自己実現を図っていくためには、その必要とする保健・医療・福祉サービスを提供することが重要であると考えております。

このため、これら障害を持つ方々の意見・要望を十分聞きする中で、検討してまいりたいと考えております。

大幡・初狩線の拡幅について

問 この大幡・初狩線の拡幅については、長年の懸案であります。私は平成十一年九月議会において、宝バイパスの促進をお願いするなかで大幡・初狩線の整備をお願いしたところであります。

まず、国道二〇号線からの取付け工事も、平成十四年十一月には完成すると聞いております。

さらに、今年十二月一日から大月都留広域事務組合のごみ焼却施設も稼動になると聞いております。これにより、国道二〇号線から大型車の交通量がより多

くなると思えます。このような状況のなかでは、一日も早い整備が必要ではないでしょうか。

市当局におかれまして、県へ積極的に働きかけてもらいたく、宝バイパスの早期完成と共に、前向きな答弁をお願い致します。

答 県道大幡初狩線は都留市大幡の県道高畑谷村停車場線から分岐し、大月市初狩地内の国道二〇号に至る道路であり、都留市と大月市を結ぶ主要な県道であります。

県においては、現在、金井付近から大幡に至る宝バイパスの建設に力を注ぐと共に、大幡初狩線につきましまして、初狩地内の国道二〇号との合流地点の改良を行っており、この合流地点は本年十二月から通行が可能になる見込みであります。これが供用開始されますと、初狩地内のボトルネックが解消され、スムーズな通行が確保されることから通行量の増加が見込まれるものであります。

市内においては、大幡の分岐点付近等に、道路線形が悪く狭隘な箇所等があり、これらの解消に向けて県に対し改良・拡幅の早期実現を要望すると共に、金井付近を施工中の宝バイパスの建設が順調に進捗するよう積極的に協力し、一体的な整備が望まれる両路線の早期開通に努力してまいりたいと考えております。

都留インターのフルインター化について

問 このフルインター建設の見通しが出てきたことで、市当局はじめ県当局によるシミュレーションも出来あがり、国の認可をとる段階と聞いていたところに、小泉内閣による聖域なき構造改革のなかで、先行が不透明な状況で今日までできております。

このような中で、政府の道路関係四公団民営化推進委員会が、日本道路公園の路線別の民営化議論をするなかで方向性を出すなか、自民党の高速道路に関する検討委員会を組織したところであります。

このような時に、当局においても関係機関に強力に働きかけをすべきではないでしょうか。このフルインター化の完成をさせる事が、都留市のさらなる発展の基本になるのではないのでしょうか。小林市長の見解をお聞き致します。

答 都留インターチェンジのフルインター化については、都留市、西桂町、道志村、秋山村の一市一町二村で結成した都留インター建設整備促進期成同盟会において、河口湖方面への乗降可能なインターの実現に向けて積極的な活動を行い、平成十二年度末には国土交通省との事前折衝も大詰めを迎え、事業開始の採

択がされる可能性が高まっ

いたところであります。しかし、平成十三年十一月二十七日に政府は「先行七法」の方針を決定し、この中で、日本道路公園については廃止することとし、新たな組織は民営化を前提として平成十七年度までに発足することが決められております。

また、道路関係四公団民営化推進委員会は八月三十日に「中間整理」をまとめ、この中では、既に着工済み区間の一部凍結にまで踏み込んだ内容も示されており、こうした状況から高速道路関係の新規路線については全国的に完全に凍結された状態にあります。

本市におきまして、フルインター化は地域住民の悲願とも言える事業であり、是非とも実現しなくてはならないこ



とから、県・高速道路推進課等を通じて国の動向等の情報収集等に努力を重ねてきたところであります。

今後とも、道路公団に代わる新組織の発足時に焦点をあわせ情報収集や要望活動などを積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムについて

問 八月五日から住民基本台帳ネットワークが施行され

ました。これには多くの市民が不安をもち、全国の自治体からも批判の声が上がっています。それはこの法を強行したさいに政府が公約した個人情報保護の法律が守られしていないことなど、政府の公約に照らしても、施行の環境が整っていないからです。さらに根本的にいって、個人情報漏洩と不当使用の危険はこの仕組みでは避けられず、すべての国民に十一ケタの番号をふりあてることへの国民的合意もありません。いままでもこの仕組みは中止すべきと考えます。市はすでに市民に番号を送付しましたが、この問題についてどのように考えているのでしょうか。国が中止しない場合、市は個人情報をもっと最大限の措置を

とることが求められるし、漏洩のおそれがあればただちにネットワークを切断するなどの措置をとるべきだと思えますがいかがでしょうか。いずれにしても市民の権利や自由が侵害されることのないよう、知恵と力を尽くす必要がある問題であり、当局の慎重な運用を求めます。

答 住民基本台帳ネットワークシステムの向上や、国・地方を

通じた行政の合理化を図るため、全国の地方公共団体が共同で管理するシステムとして、住民基本台帳をネットワークで結ぶもので、平成十一年八月に住民基本台帳法の一部が改正され、先月、八月五日住民ネットワークの第一次サービス稼働いたしました。

しかし、個人情報の漏洩などの不安から全国で四市区町が参加を見合わせましたが、本市は住民基本台帳法において、制度面、技術面及び運用面から十分な措置が講じられていないと判断し、県内全市町村とともに参加いたしました。このシステムにおいては、本人確認情報は、法律によって「氏名・生年月日・性別・住所・住民コード」これらの変更情報」に限られています。また、このシステムを利用することができ行政機関や事務は、法律で具体的に限定されており、目的外利用も一切禁止されており。さら

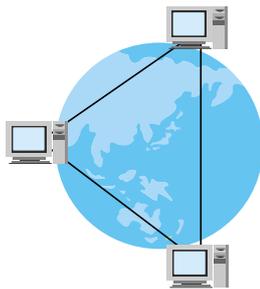
に、関係職員が秘密を漏らしただけの場合には、通常より重い罰則が科せられます。

セキュリティの面では、このネットワークは安全性の高い専用回線で作られており、通信データの暗号化、端末を操作する職員の厳重な確認などといった万全の対策を講じております。

また、本市の個人情報保護条例及び新たに制定した住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程により、不正なアクセスなど不測の事態にも迅速に対応できるようにいたしております。

今後、個人情報保護やセキュリティの確保のための対策をできる限り講じてまいりますが、プライバシーを守る制度的保障を十分満たすため、来年八月からの第二次サービスの本格的な稼働に向けて、早い時期に個人情報保護法の法制化が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆さんから信頼していただけるよう円滑なシステムの運営に万全を期してまいります。



介護保険の保険料改定に当たって

問 介護保険の施行から三年がたとうとしていま

す。さまざまな検討のうえに保険料の改定をふくめ見直しが行われるものと思えます。よりよい制度になるよう期待をされているところですが、そのさい、おそらくこの自治体でも利用者の負担と施設や人手などの充足、サービス内容の充実が問題になるのではないのでしょうか。

この点で第一に施設サービスの問題です。いま老人保健施設に入所している人の家族は大変な思いをしています。本来は特別養護老人ホームに入所することが適当と思われるけれどさし当たって老健に入れてもらった、一息ついたと思ったら三ヶ月後にはまたほかの受け入れてくれる施設を探さなければならぬということ、気が休まる時がないという状況です。地域にいま特別養護老人ホームの建設がすすまられています。待機者の多さに加えて、こうした事態は将来解消されるのでしょうか。通所介護も伸び悩んでいるようですが、施設介護の見直しについて問う問題です。第二は保険料と利用料の問

保険料では都留市は大月市について全国の市の中で二番目に安く設定されています。今後、特別養護老人ホームの建設がすすみ、利用者が増えればそれだけでも保険料を上げなければならぬと市は考えているようです。一方、都留市は低所得者のために利用料の軽減措置をとってきまし

た。この効果は大きなものがありまして、要介護五の場合、全利用世帯の平均では利用額が十四万五千八百九円なのをたいして軽減世帯の場合二十万九千五百九十九円と六万円以上も利用額が多くなっています。利用限度額にたいする実際の利用額は少しづつ上がってきていますが依然として四〇％程度です。軽減世帯の利用額の多さをみると、逆に利用料の負担の大きさが利用を阻んでいることがわかります。今後、保険料の負担が大きくなることによって必要な介護を受けなくなる、受けられなくなる懸念があります。政府は物価スライドと称して年金の支給額を引き下げることとを決定しました。現に支給されている人たちの支給額を引き下げるのは初めてのことです。国民年金などわずかな額の受給者にとつて、支給額が減らされ天引きされる保険料が引き上げられるのではたまったものではありません。この点で、市が保険料の引

き上げと利用料の軽減措置の継続について、どのように考えているか、介護保険が本来の趣旨である家族介護から社会的介護へ、利用しやすく負担が重くならない方向でいつそう充実することを期待し、考え方を問うものです。

答 平成十二年四月からスタートした介護保険制度

は、二十一世紀半ばには我が国は三人に一人が高齢者という、超高齢社会を迎えることが予想され、寝たきりや痴呆の高齢者が増える一方で、介護する人も高齢者となると共に核家族化や女性の社会進出がますます進行し、もはや家族だけでの高齢者介護が難しい社会状況になることから、介護を社会全体で支える制度として発足いたしました。

ご質問の特別養護老人ホームにつきましては、各市町村の介護保険事業計画をもとに山梨県の介護保険支援計画が策定され、その中で、広域的な観点から整備が進められているところであり、

本市においては、施設の不足状況を解消すべく、デイサービス二十人、ショートステイ十床を併設する六十床規模の特別養護老人ホームが東桂地内に建設中であり、来年度から供用開始される予定であります。

近隣の大月市初狩地内においても本年度中には、五十床規模の特別養護老人ホームの

建設が着手され、平成十六年度には供用が開始される予定となっております。なお、次期、県の介護支援計画では、東部地域の施設利用希望者の動向から判断し整備促進が図られるものと思われ、これらから入所待機者は順次解消される方向に向かうものと考えられます。

なお、介護老人福祉施設の入所方式につきましては、原則申込み順となつては、現在のルールを改め、必要度の高い方を優先する方法が検討されており、本年度中には実施される予定であります。

また、通所介護につきましては、予想を上回る利用率となつたことから、利用希望に添えきれない状況となつており、現在実施している二事業者に対して、定員の増加や土曜・日曜の受入を要望しているほか、今般、市内四日市場地内に開院した医療施設が通所リハビリを近々開始する予定であり、さらに、建設中の特別養護老人ホームには、それぞれ通所介護も併設される予定であることなどからして、状況は改善されるものと考えられております。

次に、「保険料と利用料について」お答えいたします。まず、保険料の引き上げについてであります。平成十三年度末現在で認定者数は六百五十一人で認定率は九・九％であり計画値を〇・八ポ

イント下回っているものの、保険給付計画額に対する保険給付実績額の割合は九五・六％となつております。

平成十四年度に入りましては計画額を上回る月も有り、全体で見ますとほぼ平成十一年度に策定した介護保険計画どおりに推移しているものと考えております。

平成十五年度からの新たな介護保険料の算定につきましては、現在、公募委員三名を含む十四名の委員からなる介護保険運営協議会におきまして、鋭意検討していただいているところであります。

今後、施設入所者の増加が見込まれること、在宅サービスも順調に増加していること、給付準備基金額が少額であることなどから、現行の介護保険料のアップは避けられないものと考えております。

先日、国において平成十五年度から平成十七年度までの次期保険料の中間推計額の発表があり、基準月額で三千二百四十一円という数字が示されました。

本市においては、現行で、国の平均月額二千九百一十一円に対して二千四百九十九円という金額から推計しますと、国の基準月額を上回ることはないものと考えております。

今後、介護保険運営協議会の検討結果を踏まえ、適正な額の設定に努めてまいります。次に、利用料の減額につ

てありますが、本市においては、介護保険の主要なサービスである、訪問介護、訪問入浴、通所介護の三つのサービスの利用料について、市民税の非課税世帯を対象として自己負担をゼロから三％に軽減する独自の対策を講じているところであり、主要施策の成果説明書に記載したとおり、この施策は一定の成果を上げているところであります。

在宅サービスの利用促進は、介護保険制度の趣旨を生かす重要な要素であることから、介護保険運営協議会の中で多くのご意見をいただき、より良い制度の推進を図ってまいりたいと考えております。

学校給食に地元農産物を

問

輸入農産物に使用される農薬についての心配が大きくなっています。とりわけ、日本と外国の基準の違いや日本では毒性が立証されていない、つまり検討すらされていない薬品もあるということでは不安は増幅されているという問題もあります。少しでも畑が安全だと自分で作るのが一番安全だということ畑を耕作する人も増えているようです。そこで、以前にも取り上げたことですが、学校給食に地元農産物を使うことについて

答

本市の学校給食は、実施以来二十四年が経過し、市内の児童・生徒に安全で安定した給食を提供してまいりました。学校給食は、成長期にある児童・生徒が摂取しなければならぬ栄養量の、概ね三分の一を摂取出来るよう、献立作成委員会により、献立を協議し、一カ月ごとの予定表を各家庭に配布しております。

最近の農産物を取り巻く状況は、BSE問題から、食品の不正表示、残留農薬、遺伝子組み替え食品など、食材に対する信頼が大きく揺らいでおり、学校給食においても大きな問題となっております。

八朔祭りの振興

について

このため、食材を扱う納入業者には、製造元を厳重に確認させるなど、安全面での注意を払っているところでありますが、産地の確認が確実にできる地元農産物の使用が望まれるところでもあります。

また、地元農産物の活用については、安全面だけではなく、教育面におきましても重要であり、児童・生徒・教師が、地元農産物を食することにより、自分達の住む地域の気候や風土、農産物を知り、食に対する興味を抱き適切な食品を選択する能力を培い、さらにはエコロジーやサイクルの問題まで考えることが大切であります。

しかしながら、地元農産物の使用につきましては、現在、田野倉農業栽培研究会からジャガイモを購入するなどの実績を有しておりますが、決められた時期に決められた量の調達に難しく、十分進んでいないのが実情であります。

今後、学校給食で使用する食材につきましては、農林産物直売所・出荷者組合を始め、農家の皆さんとも連携した需用・供給システム構築に努めてまいりたいと考えております。



問

市長は所信表明のなかで八朔祭りについてふれ、盛会であったことを確認しています。今年の八朔祭りは日曜日当たり、山車四台が完成し大行列とともに国道を巡行したことなどがかつてなく盛大だったようです。当日午後、谷村町駅の前を通りましたが電車から降りてくる人の多さに驚きました。市外からの見物者も相当な数に上ったものと思います。そこで、以前に先輩議員も取り上げていますが八朔祭りのいっそうの振興のために祭りを九月の第一日曜日に当てることにしたい検討を求めたいと思っております。

私は歴史に疎いものですが、国語辞典で八朔について見てみました。そのまま引用してみます。「陰暦八月一日。またこの日の行事。田実（たむ）の節供ともいい、本来は収穫に先だつ穂掛（ほかけ）祭で、農家で、その年に取り入れた新しい稲などを、日ごろ恩恵を受けている主家や知人などに贈って祝った。のち、この風習が流行し、祝賀と親和を表すようになった。朝廷では鎌倉時代から行なわれ、室町時代には幕府にも広まった。また近世では、天正

十八年（一五九〇）のこの日に、徳川家康が初めて江戸城にはいったところから、武士の祝日の一つとなった」とありました。

もう少し続くのですが、いずれにしても歴史のある祭りであり行事であることが確認できます。このなかで八朔という言葉だけをみますと旧暦の八月朔日、一日のことです。今年の場合のみますと新暦では九月七日に当たります。いわば九月一日に設定しているのは新暦に合わせた便宜的なものということになります。そうであれば、九月の第一日曜日に設定してもおかしくないような気がします。毎年大きな祭りにされては準備が大変だという意見があるかもしれませんが、氏子や総行司のみなさんの感情の問題もありますから簡単ではないと思えますが、祭りがさらに賑やかになることによつて市民のプライドが満たされるなら、八朔祭りは「まちづくり」に大きく貢献することになるのではないのでしょうか。関係機関、関係者との協議を求めたいものです。

答

本市最大のイベントである、郡内地方の秋の風物詩「八朔祭り」が去る九月一日に行われ、その付け祭りとして繰り出された、大行列や屋台の巡行、谷村第一小学校での郷土芸能やチビッコの演技など「ふるさと祭り大名

行列」は、多くの見物客で賑う盛大なイベントとなりました。

今年も、大行列が復活して二十回目を迎えたこと



や、仲町屋台が復元され四町すべての屋台が勢揃いしたことで、また、開催日が日曜日に重なったため、関係機関や各種団体のご理解とご協力をいただき、大行列と屋台の共演を戦後初めて国道で繰り広げることができました。

当日は、市内外から多くの見物客が訪れ、本市の往事を偲ばせる絢爛豪華な伝統文化や歴史を堪能していただき、城下町「つる」が再認識され、本市の活性化に多大な貢献があったものと思われまます。ご承知のとおり、八朔祭りは江戸時代から受け継がれ、毎年九月一日に実施されている生出神社の秋の例祭であります。この例祭を日曜日に開催したらどうかとご質問につきましては、以前にも数回、同様な一般質問があり、宮本総代会などの八朔祭り関係者にその趣旨をお伝えし、再三話し合いが行われておりますが、合意に至っていない状況であります。

今回の八朔祭りが大変好評でありましたので、「ふるさと祭り大行列実行委員会」の中でも、引き続きこの問題について、協議してまいりたいと考えております。

議員研修

議会は、八月二十七日から二十九日に秋田県大曲市・岩手県北上市の両市を視察研修してきました。

大曲市では、行政改革（十年度～十三年度）の主要課題及び推進項目、各年度の取り組み内容と達成目標の数値化について聞き、簡素で効率的かつ柔軟で機動力のある行政運営が行われておりました。

本市も合併問題がクロウズアップされているいま、足腰の強いしかりとした基盤を作り行政改革を行っていく上で大変参考になりました。

また、北上市では市町村合併についての研修を行いました。

北上市は、平成三年四月に合併を行い新市誕生から十年を迎え、これまでの成果と課題を検証し、更なる飛躍をするための町づくりを進めており、本義会も市町村合併議員研究会において、市民意識、国の制度改革による影響予測などを調査研究していただく大変参考になりました。



特別委員会を設置

九月定例会で、次の特別委員会を設置しました。

議員提出決議 第一号

次のとおり、桂川流水利用特別委員会を設置するものとする。

記

一、名称、
桂川流水利用
特別委員会

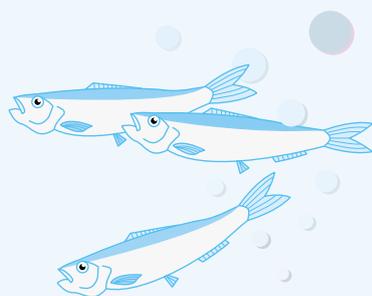
二、設置根拠 地方自治法第百十条及び委員会条例第六条

三、目的 桂川と桂川流水の多面的権益について、調査・検討し必要な活動を展開する。

四、委員の定数 十名

桂川流水利用特別委員会

委員長	米山 博光
副委員長	小俣 武
委員	小林 義孝
委員	谷内 久治
委員	中込 栄重
委員	郷田 至
委員	近藤 明忠
委員	小林 司
委員	国田 正己
委員	熊坂栄太郎



意見書案を可決

議員提出意見書 第六号

地方税源の充実確保に関する意見書

現在、地方公共団体は、積極的に行政改革に取り組み、効果的な行政体質の構築に努めているが、その財政運営は、長引く景気の低迷による税収減や景気対策に伴う公債費負担の増加などにより危機的な状況にある。

その一方で、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉施策の推進、循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本の整備、地域産業の振興対策など、地方公共団体は、多様化する住民行政需要に取り組んでいく必要がある。このような状況において、真に地方分権に資するものであるという観点から、地方税源の充実確保を図っていくことが極めて重要である。

よって、平成十五年度税制改正に向け、地方分権の一層の推進を図るため、地方税源の充実確保を図るとともに、左記の事項について実現されるよう要望する。

記

一、地方交付税は財政調整機能と財源保障機能を堅持し、地域の実情を充分踏まえ、地方行政の運営に支障がないように所要総額を確保すること。

二、固定資産税は、都市の基幹税目であることを充分考慮し、平成十五年度の固定資産の評価替えに際しては、現行水準を堅持する等、その税収の安定確保が図られるようにすること。

三、ゴルフ場利用税、事業所税、特別土地保有税及び不動産取得税は、地方公共団体の貴重な財源となっており、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第九十九条の規程により意見書を提出する。

平成十四年九月二十七日

都留市議会議長 小倉 康生

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、文部科学大臣、国土交通大臣

平成十三年度

各会計決算を認定

九月六日の本会議において、認
第一号平成十三年度山梨県都留市
各会計歳入歳出決算認定の件及び
認第二号平成十三年度都留市水道
事業会計決算認定の件並びに認第
三号平成十三年度都留市病院事業
会計決算認定の件、三件が、同日
の本会議において設置された決算
特別委員会に付託され、次の日程
で審査が行われました。

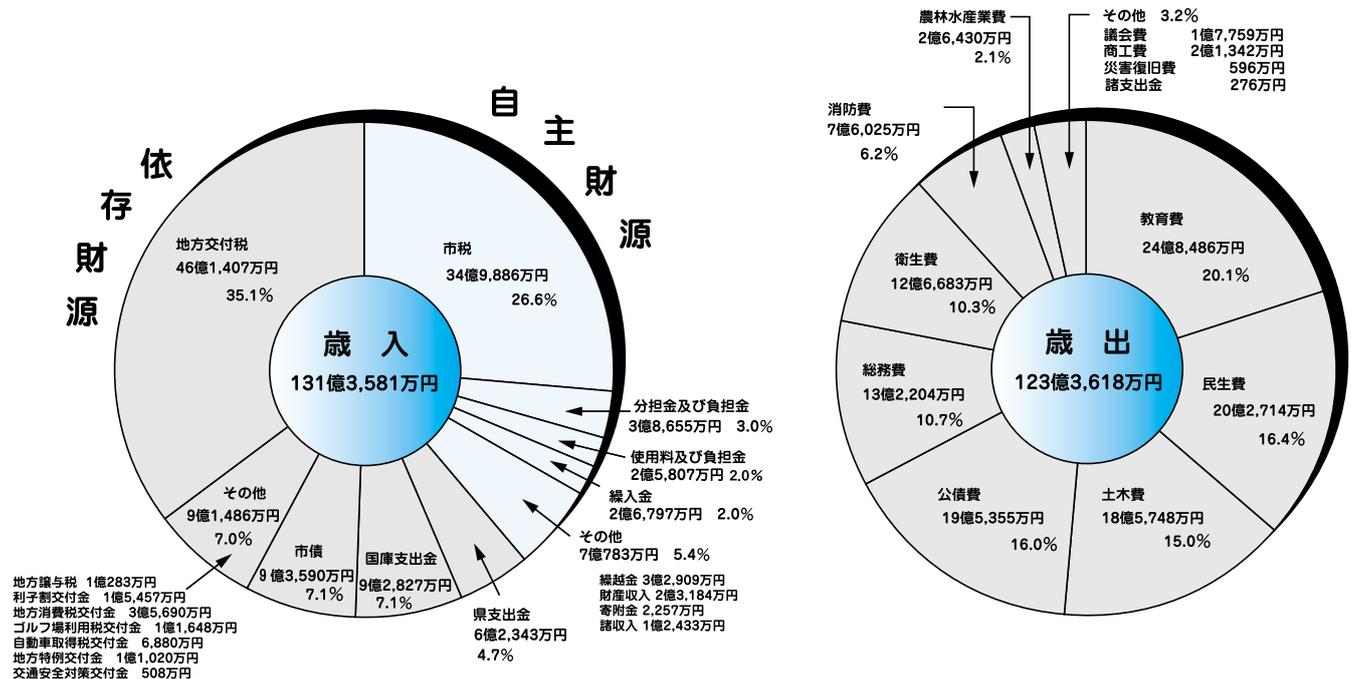
◇9月20日午前10時～15時40分
◇9月24日午前10時～15時40分
◇9月25日午前10時～12時52分

決算特別委員会での審査結果
は、九月二十七日の本会議で、谷
内久治委員長から「審査の過程に
おいて指摘された数々の要望ある
いは意見を今後の予算編成及び予
算執行に反映されるよう望み、付
託された予算については、原案の
とおり認定すべきものと決定され
ました」と報告され審議の結果、
認第一号、認第二号、認第三号は
いずれも認定されました。

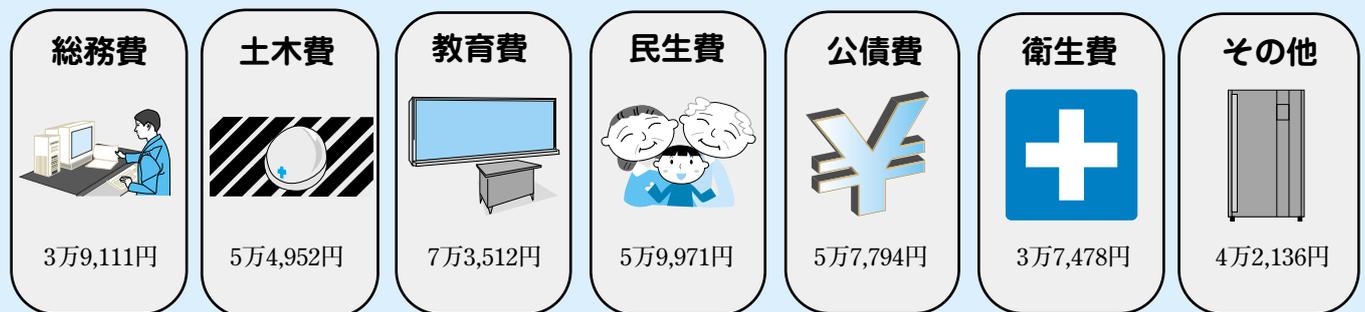
特別会計

(単位 万円)

会計区分	歳入	歳出	差引残
都留文科大学	300,430	290,542	9,888
国民健康保険事業	221,774	221,506	268
簡易水道事業	36,745	29,186	7,559
住宅新築資金等貸付事業	2,609	2,609	0
老人保健	259,947	259,947	0
下水道事業	96,430	95,215	1,215
温泉事業	9,027	9,027	0
介護保険事業	101,697	101,229	468
介護保険サービス	81	72	0
財産区	1,978	992	986



市民一人当たりの主な歳出 平成14年3月31日現在 (33,802人)



人事案件

公平委員会委員に

渡邊 力夫 氏

九月二十七日の本会議で公平委員会委員の選任について、議会の同意を求める議案が提出され、満場一致で渡邊氏が同意されました。

○都留市十日市場一〇二番地

渡邊 力夫

昭和五年十一月二日生



次回の定例会は、**十二月**に開会予定です。
お問い合わせは、**議会事務局**まで

電話 四二二二二
区線 (三〇〇・三〇一)

議会 日誌

7月

2日(火) ○山口県下関市議会行政

視察来市

4日(木)～5日(金)

○市町村合併議員研究会

研修会

(加茂市・更埴市)

10日(水) ○山梨県市議会議長会正

副会長・事務局長会議

(韮崎市)

11日(木)～12日(金)

○地域改善対策特別委員会

会(上田市)

13日(土) ○市町村合併をともに考

える全国リレーシンポ

ジウムin山梨

(うぐいすホール)

15日(月) ○都留文科大図書館工

事起工式

16日(火) ○滋賀県野洲町議会行政

視察来市

17日(水) ○兵庫県夢前町議会行政

視察来市

18日(木) ○鹿児島県末吉町議会行政

政視察来市

19日(金) ○山梨県市議会議長会第

225回定期総会

23日(火) ○臨時市議会

25日(木) ○埼玉県坂戸市議会行政

視察来市

8月

9日(金) ○山梨県市議会議員合同

研修会 (韮崎市)

12日(月) ○7市議会事務局長会議

(韮崎市)

20日(火) ○山梨県市町村自治セン

ター議会 (甲府市)

27日(火)～29日(木)

○議員研修

(大曲市・北上市)

9月

3日(火) ○議会運営委員会

6日(金) ○九月定例会(開会)

12日(木) ○九月定例会(一般質問)

17日(火) ○総務常任委員会

○社会常任委員会

18日(水) ○経済建設常任委員会

20日(金) ○決算特別委員会

24日(火) ○決算特別委員会

25日(水) ○決算特別委員会

27日(金) ○九月定例会(閉会)



政治家の寄付は禁止 有権者の寄付要求も禁止

1 政治家の寄付禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。



2 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。



4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことが禁じられています。



5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援者が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出すると処罰されます。



6 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。



3 後援団体の寄付の禁止

後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すると処罰されます。

